

# 2024（令和6）年福島県人事委員会勧告について

## 職員の給与等に関する報告・勧告の概要

令和6年10月2日  
福島県人事委員会

### <本年の報告・勧告のポイント>

- 令和6年4月の公民較差に基づく給与改定
  - ・民間給与との較差（2.80%）を埋めるため、若年層に特に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を引上げ
  - ・期末手当及び勤勉手当を引上げ（0.15月分）、民間のボーナスの支給状況等を踏まえ期末手当に0.05月分を、勤勉手当に0.1月分を配分
- 人事院勧告の内容を踏まえた給与制度のアップデートのための改正
  - ・給料表（中堅職員は給料月額の最低水準の引上げ、管理職は職責重視の給料体系に見直し）
  - ・通勤手当（支給限度額の引上げ、新幹線等の利用に係る支給要件の緩和）
  - ・扶養手当（配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額）等
- 人事管理の課題として、人材の確保・育成など3項目を報告

### 職員の給与に関する報告・勧告

#### 1 職員給与と民間給与との比較

本委員会が、本年4月分として支給された職員給与と民間給与（企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内の866の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した174事業所の給与）の調査を実施した結果、職員給与と民間給与との較差は次のとおり

##### (1) 月例給

| 職員給与月額 (a) | 民間給与月額 (b) | 較差 (b)-(a)      |
|------------|------------|-----------------|
| 368,969円   | 379,303円   | 10,334円 (2.80%) |

##### (2) 特別給

| 職員の年間支給月数 (a) | 民間の年間支給割合 (b) | 差 (b)-(a) |
|---------------|---------------|-----------|
| 4.45月         | 4.58月         | 0.13月     |

※ 民間の年間支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間に支給されたボーナスの割合

#### 2 民間給与との比較による改定

##### (1) 給料表

若年層に特に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を引上げ改定

初任給の引上げ額（行政職給料表の場合）大卒程度：23,200円、高卒程度：23,600円

##### (2) 初任給調整手当

医療職給料表(-)の適用を受ける職員に対して支給される手当の上限額を引上げ

##### (3) 期末手当・勤勉手当

年間支給月数を0.15月分引上げ 4.45月分→4.60月分

民間のボーナスの支給状況等を踏まえ、引上げ分を期末手当に0.05月分、勤勉手当に0.1月分配分（一般の職員の場合の支給月数）

|            | 6月期          | 12月期             | 合計             |
|------------|--------------|------------------|----------------|
| 令和6年度 期末手当 | 1.225月（支給済み） | 1.275月（現行1.225月） | 2.50月（現行2.45月） |
| 勤勉手当       | 1.00月（支給済み）  | 1.10月（現行1.00月）   | 2.10月（現行2.00月） |
| 令和7年度 期末手当 | 1.25月        | 1.25月            | 2.50月          |
| 以降 勤勉手当    | 1.05月        | 1.05月            | 2.10月          |

##### (4) 寒冷地手当

支給月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を見直し

##### (5) 宿日直手当

支給額を宿日直勤務対象職員の給与の状況を考慮して改定

##### (6) 実施時期

ア 給料表等（イ及びウ以外）：令和6年4月1日

イ 期末手当及び勤勉手当：令和6年12月1日

ウ 寒冷地手当の支給地域：令和7年4月1日

### 3 給与制度のアップデートのための改正

- 人事院は、多様で有為な人材の確保、職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上及び多様なワークスタイル・ライフスタイルの実現に向けた環境整備という人事管理上の課題に取り組んでいる
- その一環として、給与面においてもこれらの課題に照らした包括的な給与制度の見直し（給与制度のアップデート）を実施
- 給与制度のアップデートは、本県の給与制度に関わる部分であるため、以下のとおり見直しを実施する必要

#### (1) 給料表及び昇給制度

ア 主査級～課長級（行政職給料表3級～7級）：給料月額最低水準の引上げ

- 各級の初号近辺の号給をカットして各級の初号の給料月額を引上げ

イ 部次長級、部長級（行政職給料表8級～10級）：職責重視の給料体系への見直し

- 各級の初号の給料月額を引き上げつつ、隣接する級間での給料月額の重なりを解消
- 昇格による給与上昇を基本とし、成績優秀者は昇給により更に給与上昇する仕組みへ見直し  
※行政職給料表以外の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に前記ア及びイに相当する見直しを行う

#### (2) 諸手当

ア 地域手当

- 級地区分及び支給割合を見直し（名古屋市：15%→12%、札幌市：3%→4%）
- 支給割合の引上げ・引下げは4年間で段階的に実施
- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長

イ 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額（2年間で段階的に実施）

| 扶 養 手 当  |            | 現 行     | 令和7年度   | 令和8年度   |
|----------|------------|---------|---------|---------|
| 配偶者      | 行政職給料表7級以下 | 6,500円  | 3,000円  | 廃止      |
|          | 行政職給料表8級   | 3,500円  | 廃止      |         |
| 子（1人当たり） |            | 10,000円 | 11,500円 | 13,000円 |

（注）「行政職給料表7級」及び「行政職給料表8級」には、これらに相当する職務の級を含む。

ウ 通勤手当

支給限度額の引上げ、新幹線等の利用に係る支給要件（通勤時間30分以上の短縮）の廃止等、人事院勧告の内容を考慮して改定が必要

エ 単身赴任手当

様々なニーズに対応するため、採用時から単身赴任手当の支給を可能とするよう見直し

オ 管理職員特別勤務手当

- 管理職員の勤務実態を考慮し、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大
- 特定任期付職員及び任期付研究員に対し、新たに平日深夜に係る管理職員特別勤務手当を支給

#### (3) 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

新たに地域手当（医療職給料表(一)適用職員に限る）、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給

#### (4) 特定任期付職員の手当

特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給

#### (5) 実施時期 令和7年4月1日

### 4 その他の課題

(1) 通勤手当の額について、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ検討が必要

(2) 教職調整額の水準の引上げ等、教員の処遇改善に向けた給与の見直しについて、国の動向を注視するとともに、他の都道府県との均衡を考慮しながら検討が必要